

調査レポート

「改正個人情報保護法」アンケート調査

※本資料の内容は、パネルリサーチによる回答を基に当社が独自に編纂したもので、情報の正確性を保証するものではありません。
※本資料の画像、テキストを含むすべての無断転載を禁じます。

はじめに

ビッグデータ時代に突入した現代、私たちを取り巻く個人情報は電子化情報として扱われ、行政やビジネスだけでなく生活に大きな利便性をもたらします。

一方、個人情報保護法では、情報を取り扱う事業者の義務も定められており、2021年に改正された個人情報保護法では、顔・指紋・虹彩などの「生体情報」も個人情報として扱わなくてはなりません。

2022年4月、「改正個人情報保護法」の全面施行開始に合わせ、個人情報保護に関する意識と企業や団体の取り組みについて独自調査によるアンケートを実施。

映像・音響ソリューションを提供する弊社 JVCケンウッド・公共産業システム(JKPI)は、寄せられた回答の声に耳を傾け、映像・音声から取得できる情報を、安心して利活用いただけるよう事業者への周知を図ることで、社会の安全・安心に寄与したいと考えます。

調査方法

- 媒体: ネットリサーチ「Fastask」(株式会社ジャストシステム 提供)
- 対象: 20歳以上、性別区別なし、就業あり、全国対象
- 期間: 2022年4月20日～4月21日
- 設問数: 14問
- 回答数: 306名

「改正個人情報保護法」
意識調査

Q.1-Q.2

「個人情報保護」に関して

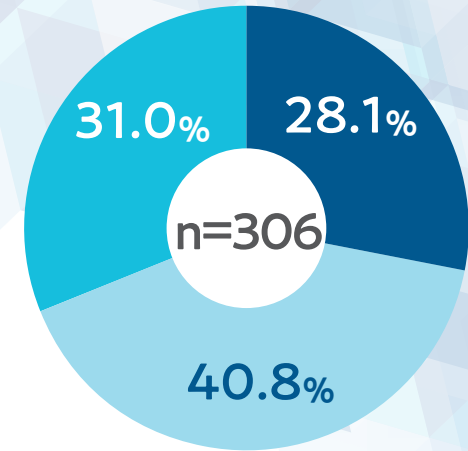


「改正個人情報保護法」
アンケート調査

Q.1

あなたの生活において個人情報
は十分に守られていると感じますか。

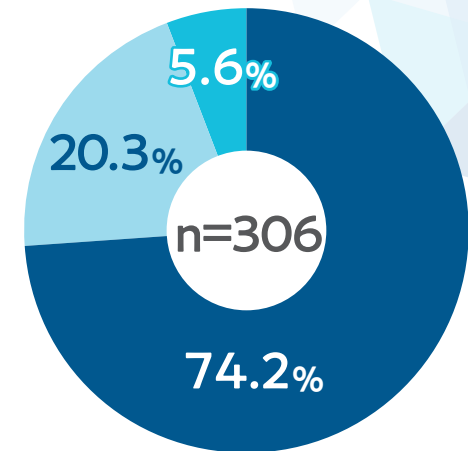
①感じる	28.1%
②感じない	40.8%
③分からない	31.0%



Q.2

契約や申し込み、会員登録など
を行うとき、個人情報の取り扱いを
気にしますか。

①気にする	74.2%
②気にしない	20.3%
③分からない	5.6%



インサイト

Q1からQ2は、生活における個人情報の意識調査である。

Q1で、個人情報が守られていると感じる人は、全体の28.1%と低く、守られていると感じない(40.8%)という回答を下回った。

Q1の回答と呼応して、Q2の個人情報の取り扱いを気にする人は74.2%と過半数を上回った一方、気にしない(20.3%)という回答も一定数あり、個人情報を取得する事業者が、利用目的の特定・通知、ならびに目的外利用の禁止の責務を認識しなくてはならない。

Q.3-Q.5

「防犯カメラ」に関して

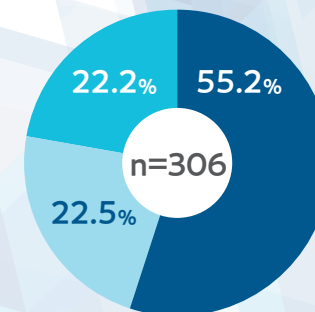


「改正個人情報保護法」 アンケート調査

Q.3

街中や来訪先に防犯カメラがあると、不安または安心と感じますか。

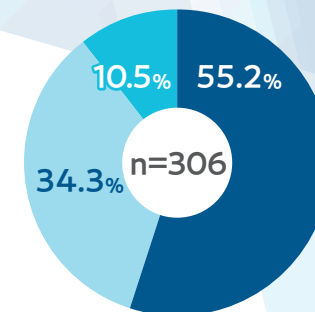
- ①安心と感じる 55.2%
- ②不安と感じる 22.5%
- ③分からない 22.2%



Q.4

あなたの勤務先または職場に、防犯カメラは設置されていますか。

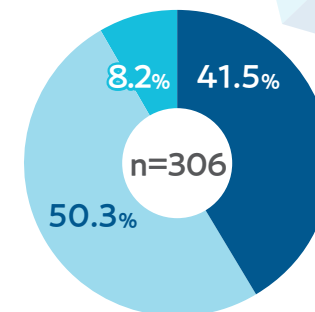
- ①設置されている 55.2%
- ②設置されていない 34.3%
- ③分からない 10.5%



Q.5

カメラの映像から人物を特定できる、顔認識・顔認証という機能をご存じですか。

- ①知っている 41.5%
- ②聞いたことがある 50.3%
- ③知らない 8.2%



インサイト

Q3からQ5は、防犯カメラに関する意識調査である。

Q3およびQ4で、防犯カメラの設置に関しては安心(55.2%)、勤務先に設置されている(55.2%)と半数以上の人が回答し、防犯カメラ設置への理解は高い傾向にある。

また、カメラ映像から人物を特定できる顔認識・顔認証機能を知っている(41.5%)、聞いたことがある(50.3%)を合わせると、実に9割以上の人々がそれらの機能を認識しており、防犯カメラを設置する事業者は、画像情報の**適正取得**と、**安全管理措置**を図る責務があると言える。

Q.6-Q.8

「生体情報」に関して

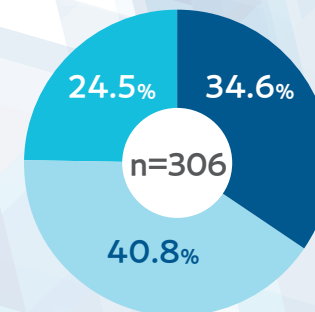


「改正個人情報保護法」 アンケート調査

Q.6

防犯カメラで撮影された顔情報は
個人情報に該当することをご存知ですか。

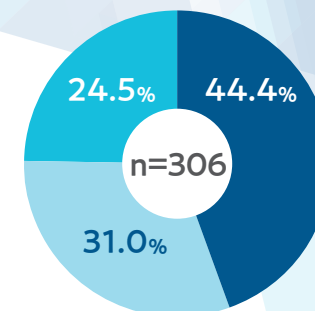
- ①知っている 34.6%
- ②聞いたことがある 40.8%
- ③知らない 24.5%



Q.7

指紋や虹彩※といった生体情報も個人情報に
該当することをご存知ですか？ ※瞳孔の周りがある輪の部分

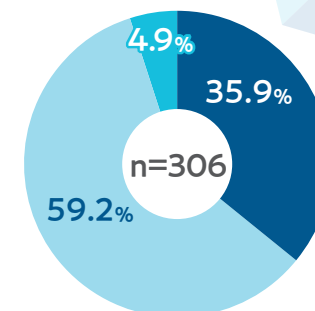
- ①知っている 44.4%
- ②聞いたことがある 31.0%
- ③知らない 24.5%



Q.8

勤務先以外で、顔・指紋・虹彩といった
情報を登録したことはありますか。

- ①登録したことがある 35.9%
- ②登録したことはない 59.2%
- ③分からない 4.9%



インサイト

Q6からQ8は、生体情報に関する意識調査である。

Q6の、顔情報が個人情報に該当することを知っている(34.6%)は、Q7での、指紋・虹彩情報が個人情報に該当することを知っている(44.4%)よりも下回った。顔情報は、指紋・虹彩と同じ生体情報として個人情報に該当することは、まだ認知度が低い結果となった。

Q8で、顔・指紋・虹彩の生体情報を登録したことがある(35.9%)は、セキュリティ関連の登録だけでなく、パスポートや免許証、マイナンバーカードの顔写真も含めると、さらに多いと推定される。

防犯カメラを設置する事業者は、取得する画像から顔情報は個人情報に該当することを通知すると共に、安全管理措置を講ずる責務がある。

Q.9-Q.11

「個人情報の取り扱い」に関して

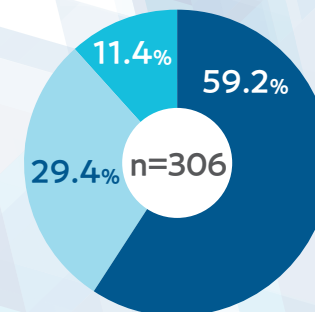


「改正個人情報保護法」
アンケート調査

Q.9

あなたの勤務先または職場では、個人情報に該当するデータを取り扱っていますか。

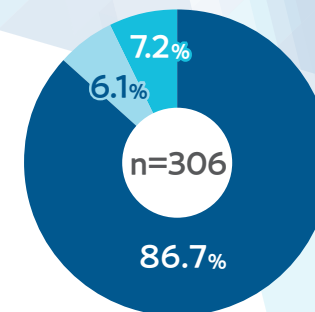
- ①取り扱っている 59.2%
- ②取り扱っていない 29.4%
- ③分からない 11.4%



Q.10

あなたの勤務先では、個人情報の取り扱いについての規定やルールがありますか。

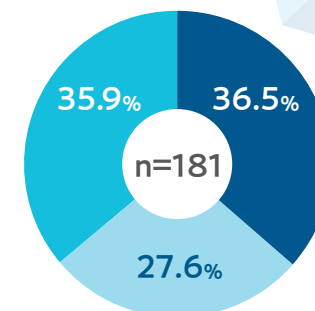
- ①ある 86.7%
- ②ない 6.1%
- ③分からない 7.2%



Q.11

あなたの勤務先では、個人情報保護対策などを目的として、外部機関による第三者認証（プライバシーマーク、JAPHICマークなど）を取得していますか。

- ①取得している 36.5%
- ②取得していない 27.6%
- ③分からない 35.9%



インサイト

Q9からQ11は、勤務先における個人情報の取り扱いに関する調査である。(Q11以降は任意回答)
Q9からQ10、回答者の過半数の勤務先では、個人情報を取り扱っており(59.2%)、その多くでは情報の取り扱いに規定やルールがある(86.7%)という結果となった。
また、Q11では個人情報保護対策として外部機関による第三者認証を36.5%の回答者(勤務先)が取得していると回答。
事業者は安全管理措置として、①基本方針の策定、②個人データの取扱いに係る規律の整備、③組織的安全管理、④人的安全管理、⑤物理的安全管理、⑥技術的安全管理の措置を講じるよう、個人情報保護委員会のガイドラインで示されています。

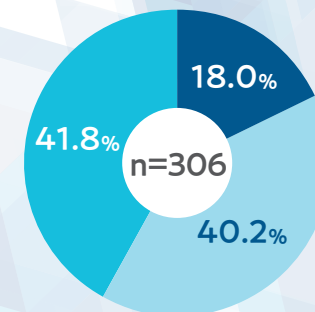
Q.12-Q.14

「改正個人情報保護法」に関して

Q.12

改正個人情報保護法が2022年4月1日に全面施行されたことをご存じですか。

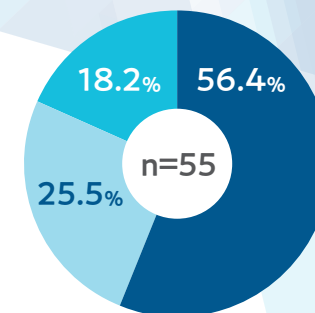
- ①知っている 18.0%
- ②聞いたことはある 40.2%
- ③知らない 41.8%



Q.13

あなたの勤め先では、改正個人情報保護法について案内・周知が行われましたか。

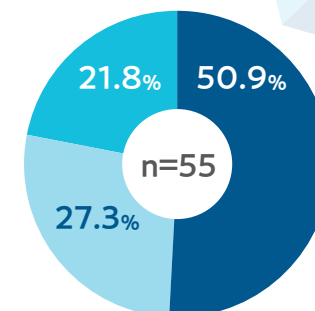
- ①行われた 56.4%
- ②行われていない 25.5%
- ③分からない 18.2%



Q.14

個人情報保護法の改正を受けて、民間事業者や行政機関では個人情報保護への取り組みに変化があったと感じますか。

- ①感じる 50.9%
- ②感じない 27.3%
- ③分からない 21.8%



「改正個人情報保護法」アンケート調査

インサイト

最後、Q12からQ14は、改正個人情報保護法に関する意識調査である。

Q12、改正個人情報の全面施行を知っている(18%)、聞いたことがある(40.2%)を合わせると約60%近くが認識している一方で、知らない(41.8%)という人も多く、未だ一般に周知とは言えない状況である。

Q13は任意回答、勤務先で改正個人情報保護法について案内・周知されたのは56.4%に留まった。個人情報を取り扱う事業者は、**安全管理措置**のうち、特に**組織的安全管理**を徹底する必要がある。

Q14は、民間事業者や行政機関における取組の変化を感じる(50.9%)という回答を得られた。この4月、各種契約における個人情報の規約が改定されたことで、書面やメールでのアナウンスがされたことも大きいのではないだろうか。

「個人情報保護法」～改正のポイント

改正法は、「個人情報の定義の明確化」「機微情報への配慮」「適切な規律の下でのビッグデータの活用促進」等を目的として施行されました。改正のポイントは以下のとおりです。

1. 個人情報の定義の明確化

→身体的特徴が**個人識別符号**に該当することが明確化。**要配慮個人情報**(機微な情報等)に関する規定整備。

2. 個人情報の有用性を確保

→情報を利活用できるよう、**匿名加工情報**に関して規定整備。個人情報保護方針の策定・届出・公表等の規定整備。

3. 個人情報の保護規制が強化

→主に名簿業者対策として、第三者提供のトレーサビリティ(確認と記録)義務化。

4. 個人情報保護委員会の新設

→個人情報保護法の所管がこれまでの消費者庁から、独立した機関として個人情報保護委員会へ改組し新設。

5. グローバル化への対応

→外国にある第三者への個人データ提供に関する規定整備。

6. その他改正

- ①本人の同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出・公表を義務化。
- ②利用目的の変更を可能とする規定。
- ③中小規模事業者(扱い個人情報が5,000人以下)への適用除外規定の廃止。

特筆すべき点は、個人情報として新たに

「個人識別符号」「要配慮個人情報」「匿名加工情報」の定義が設けられました。中でも、防犯カメラで取得した顔情報は、**個人識別符号**に該当する個人情報であることが、明確化されました。

「改正個人情報保護法」
アンケート調査

「個人データの情報管理」 ～安全管理措置のために事業者が取り組むべき義務

個人情報データベース化された情報は「個人データ」に該当します。
「個人データ」は個人情報の管理に加え、「**安全管理措置**」の規制があります。
安全管理措置のために事業者が取り組むべき義務は次のとおりです。

1. 基本方針の策定

→プライバシーポリシーや個人情報取扱方針を策定し、
ホームページなどで公表する。

2. 個人データの取扱いに係る規律の整備

→社内規定を作る。
※中小規模事業者の軽減措置あり。

3. 組織的安全管理措置

→社内に組織を作る。
例>●責任者を置く
●取扱い状況を把握(台帳等で管理)
●万が一の際の対応を決めておく
●取扱いの見直しPDCAサイクルを回す

4. 人的安全管理措置

→従業員の教育をする。
例>●教育訓練を実施し記録をつける

5. 物理的安全管理措置

→個人データを保管、運用する区域を適切に管理する。
例>●アクセスコントロール等で区域を管理する
●データ廃棄方法を管理する

6. 技術的安全管理措置

→個人データを扱うコンピュータを管理する。
例>●ID/PWによるアクセス者識別の認証
●外部侵入や情報漏えい防止の対策を行う

事業者には、これら「安全管理措置」に加え、「従業員に対する監督」、「委託先への監督」、「正確性の確保」が義務付けられています。
ガイドライン(通則)については、個人情報保護委員会のサイト(<https://www.ppc.go.jp/>)をご確認ください。

「改正個人情報保護法」
アンケート調査

社会課題解決に向けて

個人情報、生活者として関心を持たなくてはならないだけでなく、事業者は組織として取り組まなくてはならない課題である。

これまでに個人情報として扱わなくてはならない情報は多様化し、顔情報をはじめとする生体情報も含まれるようになり、カメラやセンサーといった機器(情報取得手段)を設置運用する場合にも、個人データを管理する責務を伴うようになりました。

防犯カメラに限らず、店頭で顔情報をカメラで取得し、年齢や性別に応じたお勧め商品を表示するサインージシステム(電子看板)も出回っている。

また、無人店舗の試みも始まっており、入店からキャッシュレス決済まで、顔認証で行われます。

個人情報の利活用は、生活を便利で豊かにする目的で法整備が進んでおり、近い将来、メタバース(仮想空間)では、ログイン情報が個人情報として空間で共有化され、イベントへの参加や買い物を楽しめる世界になるでしょう。

弊社も製品サービスの提供を通して、個人情報ならびに個人データを正しく扱うよう啓蒙普及に努め、安心・安全な社会を目指したいと考えます。

株式会社JVCケンウッド・公共産業システム
マーケティング担当
2022年5月

「改正個人情報保護法」
アンケート調査